

平成 28・29 年度の保険料率の算定について

保険料率の算定にあたっては、現状の 1 人当たり保険給付費がやや落ち着いた傾向にあるものの消費税増税を含む診療報酬改定や後期高齢者負担率の上昇による保険料の増額改定の要素があるため、国から示される算定数値の情報を早急かつ確実に把握し、当広域連合の保険給付費や被保険者数の多面的で的確な推計に努めるとともに、保険料の増加抑制に向け、剰余金や財政安定化基金などの活用等の措置を検討していく必要があるものと考えています。

1 保険料率改定の主なスケジュール

平成 27 年 6 月	○国への保険料率改定に係る要望・意見の提出 (全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて提出済み)
8 月	○過去及び直近の状況を基に被保険者数、保険給付費及び所得の伸び率等の推計を行い、保険料の賦課総額を算出 (以後、よりの確な推計を繰り返し行う)
9 月～12 月	○電算処理による保険料率の算出 ○ワーキンググループ構成員・代表幹事会構成市町村職員との協議・検討 ○検討委員会、代表幹事会、幹事会、運営調整会議での協議・検討
平成 28 年 1 月～2 月	○県知事との協議 ○平成 28 年第 1 回定例会において条例改正

2 保険料率算定のしくみ

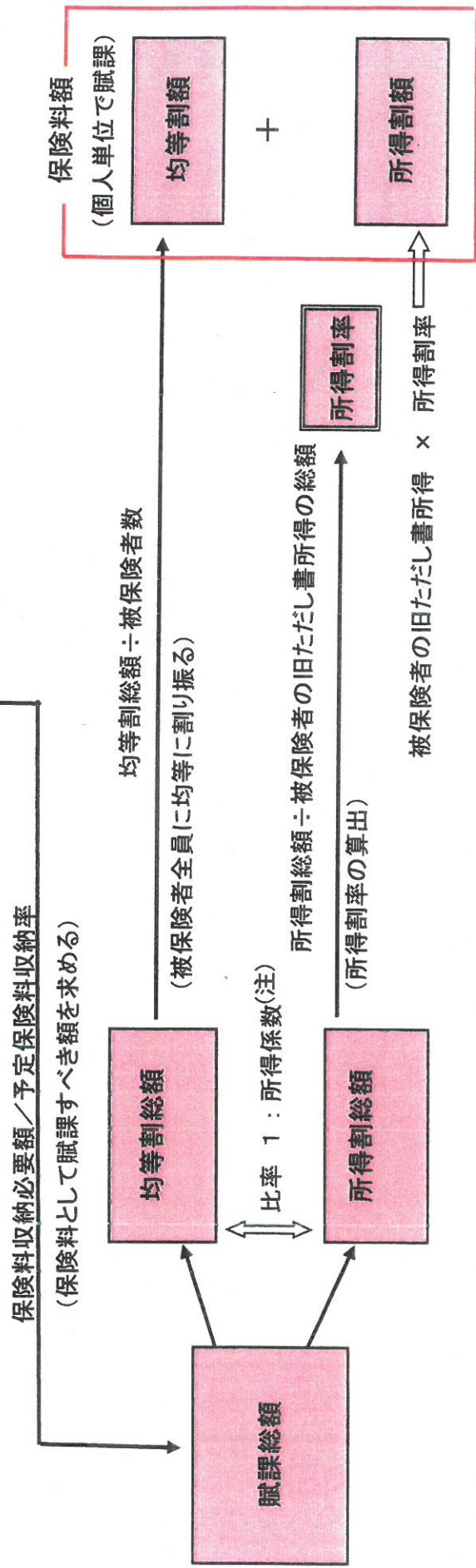
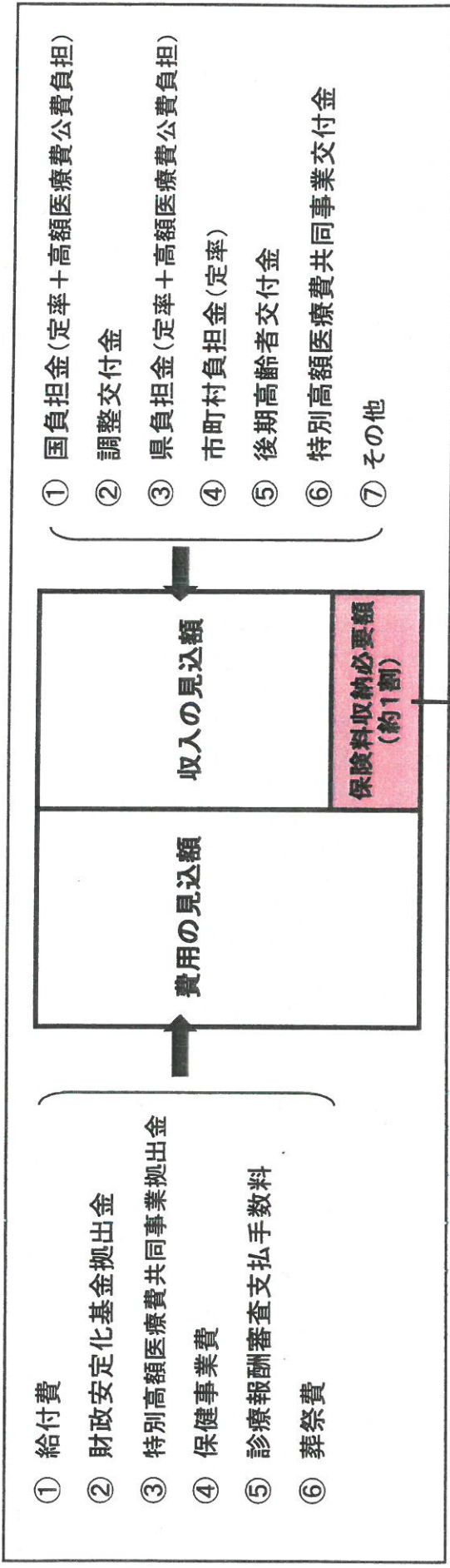
別紙のとおり

3 低所得者に対する軽減措置

別紙のとおり

保険料率算定のしくみ

別紙



(注) 所得係数 = 広域連合1人当たり旧ただし書所得 / 全国一人当たり旧ただし書所得
 旧ただし書所得 = 総所得金額等 (総所得金額及び山林所得) - 33万円 (基礎控除)

※軽減措置あり
 ※賦課限度額 57万円

低所得者に対する軽減措置

年金収入でみた軽減イメージ 【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】

